

月刊 協会けんぽみやま

事業主・加入者のみなさまへ

I. 定期健診（事業者健診）結果をご提供ください

協会けんぽなどの保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条より）



提供のメリット

無料の
特定保健指導
職場・遠隔で実施可能



マイナポータルを
通じ健診結果の
閲覧が可能



健康保険料
引き下げ
（インセンティブ制度）



コラボヘルス
の推進
事業所ごとのリスク把握



※詳細はQRから

定期健診結果データを提供する方法

1

生活習慣病
予防健診
を受診する



健診機関は
こちら▼



今年度から自己負担額が

最高 **7,169円** → 最高 **5,282円**になりました。

生活習慣病予防健診を受診していただければ、自動的にデータが協会へ提供されます。生活習慣病予防健診へ切り替えをご確認ください。



または

2

定期健診結果データを提出する

※①をご利用できない場合



協会けんぽから委託業者を通じて同意書の提出をお願いする場合があります。ご提出のご協力をお願いします。

※同意書の提出により協会けんぽが契約している健診機関から直接健診結果データを受け取ることが可能です。

※協会けんぽと契約していない健診機関で受診された場合、事業所様へ紙媒体での健診結果データの提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。



協会けんぽへの健診結果の提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められているため、事業主様が責任を問われることはありません。

個人情報保護に関する法律で、法令※に基づく場合は本人の同意が必要ないとされています。したがって事業主さまの同意のみで提供可能となります。

※ここで言う法令とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条の第2項・第3項を指します。



II. 協会けんぽ2022（令和4）年度決算のお知らせ

2022年度の決算（見込み）のポイント

2022年度の決算は**収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円**となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加（+1,328億円）しましたが、この要因は、保険料収入の増加（+1,868億円）より保険給付費の増加（+2,502億円）が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算（戻り分1,901億円）が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算（見込み） 医療分

| | | |
|-----|------------|------------|
| 収入 | 11兆3,093億円 | (+1,813億円) |
| 支出 | 10兆8,774億円 | (+ 486億円) |
| 収支差 | 4,319億円 | (+1,328億円) |
| 準備金 | 4兆7,414億円 | (+4,319億円) |

※（ ）内は、対前年度比。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

約 1/3

その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、**団塊の世代が75歳以上**となることによって、**高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。**



健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

その他の支出 1.0%

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入
約
11.3
兆円



国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%



2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？



協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況**です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、**これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。**
- 支出面では、**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度（対前年度比+8.6%）をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していること**や、今後も、**後期高齢者支援金の増加が見込まれること。**

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

III. 協会けんぽ宮城支部の令和4年度事業報告

保健事業の推進

宮城支部の結果

コラボヘルスの推進

「職場健康づくり宣言」事業

「職場健康づくり宣言」登録事業所数

2,356社

事業所様での健康づくりを支援する取組みとして「職場健康づくり宣言」事業を行っています。ご登録いただいた事業所様には、出前健康づくり講座の案内や資料の提供等を行っています。

事業主・ご担当者のみなさまへ

従業員様の健康保持増進に取り組むことで、生産性の向上や会社のイメージアップに繋がるといわれています。まずは、「職場健康づくり宣言」の登録をお願いします。



宮城支部の結果

特定健診・特定保健指導等の推進

健診受診状況

① 被保険者 (40歳～74歳)
健診受診率

80.3%
(全国平均: 65.2%)

② 被扶養者 (40歳～74歳)
健診受診率

34.4%
(全国平均: 27.7%)

③ 被保険者
特定保健指導の実施率

23.4%
(全国平均: 18.2%)

④ 被扶養者
特定保健指導の実施率

10.3%
(全国平均: 15.5%)

事業主・ご担当者のみなさまへ

年に一回の健診は従業員様の健康状態を確認する絶好の機会です。健診日の確保や予約の取りまとめ等にご協力をお願いします。

また、従業員様を通じ、被扶養者様への健診受診についてもお声がけいただきますよう、ご協力をお願いします。

医療費適正化の取組み

宮城支部の結果

債権発生防止のための保険証の回収強化

保険証および債権の回収状況

保険証の回収率

92.38%
(全国平均: 86.27%)

返納金債権の回収率

54.64%
(全国平均: 54.35%)

資格の切れた保険証を使用して医療機関等を受診(資格喪失後受診)した場合、後日、自己負担額を除いた医療費を被保険者ご本人様に返還していただくこととなります。この資格喪失後受診は、債権発生の大きな要因となっています。

事業主・ご担当者のみなさまへ

資格喪失後受診を防ぐためにも、確実な保険証の回収にご理解とご協力をお願いします。



宮城支部の結果

被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認業務の提出状況

被扶養者資格確認書の提出率

93.8%
(全国平均: 92.3%)

令和4年度は再確認の結果、**全国で約7.8万人**の被扶養者資格が解除となり、高齢者医療制度への支援金等の負担が**9億円程度軽減**される見込みです。

事業主・ご担当者のみなさまへ

令和5年度は、10月下旬から11月上旬にかけ順次「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りする予定です。リストのご提出について、事業主・加入者のみなさまのご協力をお願いします。



事業報告の詳細は、「令和5年度第1回宮城支部評議会資料」に掲載していますので、ぜひご覧ください



IV. スムーズな手続きにご協力ください

以下の3点についてご協力をお願いします。

1 お問い合わせの際は 保険証を準備!

お客様の情報を確認するため、**必ず保険証の記号・番号をお伺いしています。**

お手元に準備いただきたいもの

- ・保険証
- ・届いた郵送物
- ・申請書 等



2 申請書は協会けんぽHP から印刷!

HPから印刷するとその日に申請書を準備できるため、**手続きも早く**なります。

詳しい手順は下記のQRをチェック



3 新様式で申請!

旧様式で申請をすると、**審査に時間がかかります。**

令和5年1月から各種申請書が新様式へ変更となっています!



【お問い合わせ先】協会けんぽ宮城支部 業務グループ ☎022-714-6850 ※音声ガイダンスが流れますので、「1」を選択してください。

V. 宮城産業保健総合支援センターからのお知らせ

1 令和5年度後期研修会のご案内

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/seminar>



令和5年10月から令和6年2月までに開催します事業場で産業保健活動に携わる方（衛生管理者、産業看護職、人事労務担当者等）を対象とした「産業保健研修会」の予定表を当センターのホームページにアップしました。受講料は無料です。上のリンク先をご確認の上、お申し込みをお願いします。

| テーマ（開催予定の研修会の一例） | 概要 |
|-----------------------|----------------------------------------------------|
| 職場のメンタルヘルス対策について | メンタルヘルス不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方などを解説します。 |
| 治療と仕事の両立支援について | 「ガイドライン」を基に両立支援を進める際のポイントなどを解説します。 |
| ハラスメント発生時の対応と再発防止について | 指針の解説後、事例をもとに、事実調査の方法や相談対応、再発防止策について皆さんと一緒に考えます。 |

2 産業保健相談のご案内

（メンタルヘルス対策）

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/consultation/soudan>



精神科医、臨床心理士、公認心理師、産業カウンセラーなどの専門スタッフ（産業保健相談員）が、メンタルヘルス不調の予防、メンタルヘルス不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方など、様々な相談・問い合わせに無料で対応しております。何かお困りのことがありましたら、お気軽に当センターのホームページ、お電話、FAXにてお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター
仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 (15階) 電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283



さんぼくん

 **全国健康保険協会 宮城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

協会けんぽ 宮城

検索

〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850
FAX 022-714-6857

宮城支部メルマガ
会員募集中!



登録はこちら▲